

## 消費生活 相談 Q&A

### 知らずに漏れている 個人情報



**Q** 近ごろ、訳の分からない請求督促状が届いたり、頻繁に迷惑メールが送られてきます。

また、電話帳に名前を載せていないのに知らない業者から勧誘の電話がかかってきます。無視するようにしていますが、どこで自分の情報を知ったのか心配です。

**A** 平成17年4月に「個人情報保護法」が全面施行され、事業者は個人情報を適正に取り扱うよう求められています。事業者に注意を促すのはもちろんですが、自分でも気が付かないうちに、進んで情報を提供している場合もあります。次のようなことに思い当たる節はないかチェックしてみましょう。

名前・住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報が記載されているものや、カードの利用明細(売上控)、「カード利用票」を無意識に捨てていませんか。懸賞・アンケート・クイズ・無料サービスなどに応じて自分の情報を提供していませんか。必要以上に求められている情報に無防備に答えていませんか。インターネット上では特に記入が簡単なので安易に書き込んでいませんか。ユーザーIDやパスワードを慎重に取り扱っていますか。それは簡単に推測できるものにしていませんか。

被害から身を守るためには、自分で自分の情報を守り、提供する場合にも使い道を確認するなど自己責任を自覚して、怪しいところには情報を提供しないなど常に注意する心構えが必要です。なお、個人情報保護法は勧誘そのものを規制していません。電話の勧誘などには毅然と対応しましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

## なりた エコニュース

### 家庭でできることから 始めよう

皆さん、家電製品の待機電力は家庭の消費電力の何%になるかご存知ですか。正解は約10%。コンセントからこまめに抜くことによって、一世帯当たり年間で節約金額は約6,000円、約87kgの二酸化炭素の排出量の削減になるといわれています。

生活の便利さや豊かさが、現在の環境問題の一因となっています。この問題に対応するためのちょっとした気遣いが、積み重なれば大きな力になります。一人の力はわずかでも、みんなで行えば確実に大きな効果が期待できます。そのための第一歩は、自分たちができることを行動に移すこと。大切なことは「自分だけがやっても...」と、あきらめないことです。次の例を参考に、家庭でできる身近な部分から取り組んでみましょう。

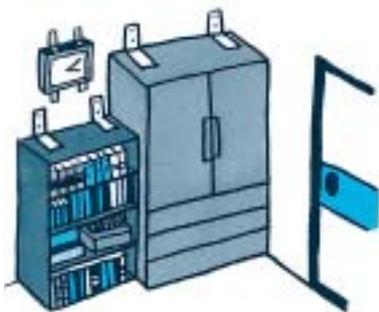
冷房は28、暖房中の室温は20を目安に設定しましょう。蛇口はこまめに閉めましょう。不要なアイドリングや急発進・急加速などをやめ、エコドライブに心掛けましょう。エコ製品を選びましょう。過剰包装を断りましょう。使用していないテレビや照明などは消し、できれば主電源を切ったりコンセントからプラグを抜きましょう。

くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

## 消防・防災・防犯

### 暮らしの安全 知っ得情報

#### 住まいの 耐震化と補強



阪神淡路大震災で死亡した人の83.4%が圧死や窒息死でした。つまりつぶれた建物や家具の下敷きになってしまったということです。地震対策の第一歩は揺れに強い家に住むことです。あなたの住まいは大丈夫ですか。今回は地震に強い住まいにするため対策について紹介します。

#### ○耐震相談を受けましょう

住まいの安全性を把握し、今後の判断の基準とするため耐震相談を受け、現在の自分の住まいを知ることが大切です。

#### ○住まい方の工夫をする

家具の転倒防止をしましょう。また

家具が倒れてきても安全な位置に寝る、二段重ねの家具であれば上下に重ねるのではなく二つ並べておくなど、工夫次第で住まいの安全性は増します。さらに日常の点検・補修をしっかりと行いましょう。

#### ○住まいを丈夫にする

建築士などに依頼し、専門的なアドバイスを沿って耐震改修を行いましょう。耐震化の方法は、基礎を丈夫にすること。壁の増設、バランスのよい配置、屋根の軽量化、老朽化した部材の交換、金属材による接合部の補強などが考えられます。

耐震相談については建築指導課(☎20-1564)で随時行っていますのでご相談ください。そのほか防災に関する問い合わせは防災対策課(☎20-1523)へ。

## 国民年金 4月から保険料が変わります

国民年金保険料が4月から13,860円に引き上げられます。現金払いでの前納を希望する人は、4月に社会保険庁から郵送される納付書で4月30日(今年は30日が休日のため5月1日(月))までに最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-1661)へ連絡してください。



## 社会保険事務所からの お知らせ

奇数月の第2水曜日に成田市役所の会場で、佐原事務所の職員が行っていた出張年金相談は、諸般の事情により平成18年5月から廃止します。

ご不便をお掛けしますが、今後は通常相談のほか、佐原事務所で行っている毎週月曜日の夜間延長(午後7時まで)相談や毎月第2土曜日の年金相談(午前9時30分～午後4時まで)をご利用くださるようお願いいたします。

この件についてのお問い合わせは千葉社会保険事務局佐原事務所(☎0478-55-8887)へお願いします。

## 学生納付特例制度 卒業してから 保険料を後払い

学生納付特例制度は学生で国民年金保険料を納められないとき、保険料納付を猶予し、卒業してから後払い(追納)できる制度です。手続きは年金手帳、学生証(写しでも可、但し有効期限が裏面に記載されているものは、裏面の写しも必要)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って保険年金課および各支所へ。申請は毎年度必要です。

## 国民健康保険

### こんなときには14日以内に届け出を

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき	成田市に転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が入るとき	1 職場の健康保険資格の喪失証明書、1 保険証、母子健康手帳、印鑑 生活保護廃止決定通知書、1 外国人登録証明書、パスポート、1
やめるとき	市外へ転出するとき 職場の健康保険に入ったとき 死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき	保険証、2 国保・職場の健康保険の保険証、2 保険証、葬祭日時を証明するもの、印鑑、2 保険証、保護開始決定通知書、2 保険証、帰国の場合は帰国日の分かるもの、2
その他	退職者医療制度に該当するとき 住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき 保険証をなくしたとき・汚して使えなくなったとき 長期出張などで別個の保険証が必要なとき 就学のため市外で居住するとき	保険証、年金証書 保険証 身分を証明するもの(運転免許証など)、印鑑 保険証、印鑑 保険証、在学証明書、印鑑

1 同じ世帯で国民健康保険の加入者がいる場合は、その保険証。加入者がいない場合は、身分を証明するもの(運転免許証など)をお持ちください

2 高齢受給者証の交付を受けている人は、受給者証をお持ちください

## 旧下総・大栄町の保険証は引き続き使用できます

旧下総・大栄町が交付した保険証は、記載されている期限まで有効です。お医者さんにかかるときも引き続き使用できます。ただし、届け出が必要な場合は、早めに手続きをお願いします(上表参照)

次回の更新日は10月1日です。新しい保険証は、9月上旬から各世帯へ順次郵送する予定です。